

1. 20 世紀の国際法の特徴

- ・バイの関係の積み上げからマルチの関係へ
二国間関係の総和→国際社会の組織化→全体として一つの国際社会
同盟体制から集団安全保障体制へ
二国間条約を基礎としつつも多数国間条約の増加
通商航海条約・ブロック経済体制から GATT/WTO 体制へ
- ・消極性(紛争の回避) から積極性(国際社会の共通利益の追求) へ
- ・自律性(主権的自由) から他律原理(強行法規・国際公序) の導入
- ・相互的義務を基礎としつつも対世的義務の強調
- ・二元論的世界(平時・戦時/領海・公海/領域/合意法) から複雑系システムへ(戦争の違法化と武力行使/大陸棚・EEZ・深海底/域外管轄権行使/国際法の一般原則)
- ・協力義務(duty to cooperate)における自ら課す義務(self-imposed duty)

2. 20 世紀における国際法の変化

■安全保障問題と戦争の克服

- ・1899 年、1907 年ハーグ平和会議(ハーグ陸戦法規+国際紛争平和的処理条約(by pacific means)/常設仲裁裁判所(PCA)の設置)
- ・戦争の克服(=戦争の自由から違法化へ)
戦争の自由と「正しい敵」→戦争のルール(人道化と拡大防止)
WW I 秘密の攻守同盟条約の網の目
- ・連盟の集団安全保障体制「内なる敵」
戦争のモラトリウム/正義公道のための戦争の許容
+紛争の平和的処理手続(常設国際司法裁判所、PCIJ)
連盟の戦争の穴を塞ぐ試み
不戦条約(1928) 戦争放棄/自衛のための戦争
→事実上の戦争(de facto war) /use of force, short of war
連盟の政治的機能の喪失→経済社会問題の取り上げ
WWII 現状変革の意図(帝国の野望)
ニュールンベルグ、極東軍事法廷(とくに人道に対する罪)
- ・国連の集団的安全保障「武力行使禁止原則」
「牙」としての安保理による制裁
状況としての冷戦と拒否権
個別的小および集団的な自衛の固有の権利(憲章 51 条)
→NATO, Warsaw 条約機構
国連集団安全保障の機能マヒ →P K O の増加
冷戦崩壊 →安保理の活性化(第七章措置としての ICTY、ICTR など)

国家の枠組崩壊、失敗国家の多発 cf. ICC へ

■経済社会的国際協力と平和の基礎

- ・ 伝統的国際法 経済社会問題＝国内管轄事項（紛争要因の縮減）
- ・ 19 世紀後半 産業社会の基礎的条件創出の必要
private union から国際行政連合(public administrative union)
連盟との連携の拒否（政治化の懸念）／姉妹機関としての ILO
- ・ 20 世紀 産業社会の調整＝紛争要因の除去
国連 経済社会問題への取り組み強化の必要
経済社会理事会と専門機関(specialized agencies)との連携
植民地独立付与宣言・友好関係原則宣言＝人民自決権
南北問題の噴出への対応
→UNDP, UNIDO, UNCTAD, UNEP などの創設
人権カタログの充実
規約人権委員会（建設的対話の場）／個人通報権と人権委の勧告の拘束力
地域人権諸条約
人権理事会の総会による設置
新しい領域レジームの形成
南極／宇宙／深海底（人類の共通財産 common heritage of mankind)
GATT／WTO 体制（世界規模での公正貿易秩序の形成）
1994 紛争解決了解（司法化の進展と国際法の分断化）
FTA, EPA, TPP による推進の試み
多国間投資協定(MAI)の失敗＝国家対私人紛争処理（ISDS）
- ・ 20 世紀末 グローバル化への対応（国際協力が必須の問題の噴出）
地球環境問題
人間環境宣言（相隣関係問題）、ワシントン条約の国境措置などから
「共通であるが差異ある責任」「予防的アプローチ」の原則へ
オゾン層保護条約／気候変動枠組み条約／生物多様性条約
テロとの戦い テロ関連 13 条約
私的集団によるテロ－安保理による私人を対象とする targeted sanction
ソマリア海賊／イスラーム国／サイバーテロ

3. 21 世紀への教訓

合意と **commitment**（合意なくとも拘束する規範）強行法規、国際機関の行動指針
人の顔が見える国際法へ（行為主体としての国家、政府機関、企業、NGO、私人）
国際と国内の区別の希薄化（国際法と国内法の調整と連動）
協力義務の遵守（裁判規範とならない義務と国家の成熟度）